

## 商品・サービス改廃に伴う関連規定の改定のお知らせ

2021年10月1日（金）より、一部の商品・サービスの新規取扱い停止および変更に伴い、各種規定を改定しますのでお知らせいたします。

## 【改定内容】

1. 2021年10月1日以降、新規取扱い停止とすることに伴い、その旨の文言を加筆いたしました。

対象となる規定	
貯蓄預金規定*	通知預金規定（証書式）
納税準備預金規定	当座勘定規定（ハッピー・チェック用）
自動継続型変動金利定期預金規定	当座勘定規定（専用約束手形口用）
非継続型変動金利定期預金規定	

\* Wallet+専用貯蓄預金口座を除く

2. 2021年10月1日以降、円貨定期預金（プレミアム大口定期預金・トリプルゾーン除く）および通知預金について証書式の新規取扱いを停止しますので、その旨の改定を行います。
- ※ 既に証書式の預金をお持ちで、その預金の満期日が未到来の場合は、引き続き証書をお持ちいただけますが、お預け替えの際には通帳式に変更させていただきます。
  - ※ 新規口座開設、証書喪失時等の場合、通帳を発行させていただきます。
  - ※ 証書の再発行はいたしません。

## &lt;関連規定の新旧対照表&gt;

対象となる規定	現行	改正後
総合口座取引規定	<p>16. 解約等</p> <p>(1) 普通預金口座を解約する場合には、通帳・届出の印章を持参のうえ、申し出てください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときは、それらを支払ってください。</p> <p>なお、通帳に定期預金等の記載がある場合で、定期預金等の残高があるときは、別途に定期預金等の<u>証書（通帳）</u>を発行します。</p>	<p>16. 解約等</p> <p>(1) 普通預金口座を解約する場合には、通帳・届出の印章を持参のうえ、申し出てください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときは、それらを支払ってください。</p> <p>なお、通帳に定期預金等の記載がある場合で、定期預金等の残高があるときは、別途に定期預金等の<u>通帳</u>を発行します。</p>

<p>定期預金共通規定</p>	<p>2. 届出事項の変更、通帳の再発行等</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 通帳、証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳、<u>証書</u>の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。</p> <p>なお、通帳、<u>証書</u>の再発行については当行所定の手数料をご負担いただきます。</p>	<p>2. 届出事項の変更、通帳の再発行等</p> <p>(1) 現行どおり</p> <p>(2) 現行どおり</p> <p>(3) 通帳、証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。</p> <p>なお、通帳の再発行については当行所定の手数料をご負担いただきます。</p>
<p>非継続型期日指定定期預金規定</p>	<p>3. 証券類の受入れ</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、<u>またはこの預金の証書（以下「証書」といいます。）</u>と引換えに、当店で返却します。</p>	<p>3. 証券類の受入れ</p> <p>(1) 現行どおり</p> <p>(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。</p>
<p>自動継続型期日指定定期預金規定</p>	<p>4. 証券類の受入れ</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、<u>またはこの預金の証書（以下「証書」といいます。）</u>と引換えに、当店で返却します。</p>	<p>4. 証券類の受入れ</p> <p>(1) 現行どおり</p> <p>(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。</p>
<p>非継続型自由金利率型定期預金（M型） （スーパー定期）規定</p>	<p>2. 証券類の受入れ</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、</p>	<p>2. 証券類の受入れ</p> <p>(1) 現行どおり</p> <p>(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、</p>

	<p><u>またはこの預金の証書（以下「証書」といいます。）と引換えに、</u>          当店で返却します。          （以下省略）</p> <p>5. 中間利息定期預金          (1) 略          (2) 中間定期預金については、証書式の場合は、<u>原則として預金証書</u>を発行しないこととし、次により取扱います。          （以下省略）</p>	<p>当店で返却します。          （以下省略）</p> <p>5. 中間利息定期預金          (1) 現行どおり          (2) 中間定期預金については、証書式の場合は、預金証書を発行しないこととし、次により取扱います。          （以下省略）</p>
<p>自動継続型自由金利型定期預金（M型）          （スーパー定期）規定</p>	<p>2. 証券類の受入れ          (1) 略          (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、<u>またはこの預金証書（以下「証書」といいます。）と引換えに、</u>当店で返却します。</p>	<p>2. 証券類の受入れ          (1) 現行どおり          (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。</p>
<p>非継続型自由金利型定期預金規定</p>	<p>2. 証券類の受入れ          (1) 略          (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、<u>またはこの預金の証書（以下「証書」といいます。）と引換えに、</u>当店で返却します。          （以下省略）</p> <p>5. 中間利息定期預金          (1) 略          (2) 中間定期預金については、証書式の場合は、<u>原則として預金証書</u>を発行しないこととし、次により取扱います。          （以下省略）</p>	<p>2. 証券類の受入れ          (1) 現行どおり          (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。          （以下省略）</p> <p>5. 中間利息定期預金          (1) 現行どおり          (2) 中間定期預金については、証書式の場合は、預金証書を発行しないこととし、次により取扱います。          （以下省略）</p>

<p>自動継続型自由金利型定期預金規定</p>	<p>2. 証券類の受入れ (1) 略 (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、<u>またはこの預金の証書（以下「証書」といいます。）と引換えに、</u>当店で返却します。</p>	<p>2. 証券類の受入れ (1) 現行どおり (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。</p>
<p>非継続型据置定期預金（じゅうろくスーパーエース）規定</p>	<p>2. 証券類の受入れ (1) 略 (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、<u>またはこの預金の証書（以下「証書」といいます。）と引換えに、</u>当店で返却します。</p>	<p>2. 証券類の受入れ (1) 現行どおり (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。</p>
<p>自動継続型据置定期預金（じゅうろくスーパーエース）規定</p>	<p>3. 証券類の受入れ (1) 略 (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、<u>またはこの預金の証書（以下「証書」といいます。）と引換えに、</u>当店で返却します。</p>	<p>3. 証券類の受入れ (1) 現行どおり (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。</p>
<p>非継続型変動金利定期預金規定</p>	<p>2. 証券類の受入れ <u>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。</u> <u>(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、</u><u>またはこの預金の証書（以下「証書」といいます。）と引換えに、</u>当店で返却します。</p>	<p><b>削除</b> <u>（以下、項番繰上げ）</u></p>

<p>自動継続型変動金利定期預金規定</p>	<p><u>2. 証券類の受入れ</u>  <u>(1)小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。</u>  <u>(2)受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、またはこの預金の証書（以下「証書」といいます。）と引換えに、当店で返却します。</u></p>	<p><u>削除</u>  <u>(以下、項番繰上げ)</u></p>
<p>通知預金規定（証書式）</p>	<p><u>1. 預入れの最低金額</u>  <u>この預金の預入れは1口5万円以上とします。</u></p> <p style="text-align: center;">(以下省略)</p> <p><u>3. 証券類の受入れ</u>  <u>(1)小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。</u>  <u>(2)受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、証書と引換えに、当店で返却します。</u>  <u>(以下省略)</u></p> <p><u>8. 届出事項の変更、証書の再発行等</u>  (1) 略  (2) 略  (3) この証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは<u>証書の再発行</u>は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。  なお、<u>証書の再発行</u>については当</p>	<p><u>削除</u>  <u>(以下、項番繰上げ)</u></p> <p style="text-align: center;">(以下省略)</p> <p><u>削除</u>  <u>(以下、項番繰上げ)</u></p> <p><u>6. 届出事項の変更、再発行等</u>  (1) 現行どおり  (2) 現行どおり  (3) この証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。  なお、再発行については当行所定の手数料をご負担いただきます。</p>

	行所定の手数料をご負担いただきます。	
--	--------------------	--

以 上